

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【会社名】	ソニーグループ株式会社
【英訳名】	SONY GROUP CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 吉田 憲一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 早川 禎彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 早川 禎彦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	2022年11月1日
【発行登録書の効力発生日】	2022年11月9日
【発行登録書の有効期限】	2024年11月8日
【発行登録番号】	4 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 44,000百万円
【発行可能額】	44,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2023年6月29日(提出日)中です。
【提出理由】	2022年11月1日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」「1 新規発行株式」の記載につ いて訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出するもの です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

発行登録書の「第一部 証券情報」「第1 募集要項」「1 新規発行株式」の記載を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 募集の理由及び目的

当社は、2022年度より、株式報酬制度として譲渡制限付株式ユニット(RSU)(以下「RSU」といいます。)による事後交付型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決定しています。本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者(以下「対象者」といいます。)の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入するものです。

<本制度の概要>

<中略>

RSUの権利確定

権利確定の方法により、プランA、プランB、プランC及びプランDを定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSUが権利確定するものとします。

プランA：付与日から9年後に全てのRSUが権利確定します。

プランB：付与日から3年後に全てのRSUが権利確定します。

プランC：付与日から3年間にわたり、1年を経過する毎に付与したRSUのうち3分の1が権利確定します。

プランD：対象者が一定の地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

本発行登録書提出日現在において付与予定であるRSUに適用されるプランB及びプランCの詳細は以下のとおりです。

プラン	内容	該当回号								
プランB	<p>RSUの付与日から3年後の応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に定める子会社及び同条第5項に定める関連会社とし、当社と併せて以下「当社グループ会社」といいます。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているRSU全てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。</p>	<p>第1回RSU            （2022年11月25日付与予定）</p>								
プランC	<p>RSUの付与日から次のa乃至cに掲げる日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該a乃至cに掲げる日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、順次、当該区分に掲げる数（ただし、a及びbにおいて1未満の数が生じた場合は、これを切り捨てます。）のRSUについて権利確定します。</p> <table border="0" data-bbox="343 981 1189 1227"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt; 権利確定日 &gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt; 権利確定するユニット数 &gt;</td> </tr> <tr> <td>a) 付与日の1年後の応当日が属する月の翌月1日</td> <td>付与したユニット数に3分の1を乗じた数</td> </tr> <tr> <td>b) 付与日の2年後の応当日が属する月の翌月1日</td> <td>付与したユニット数に3分の1を乗じた数</td> </tr> <tr> <td>c) 付与日の3年後の応当日が属する月の翌月1日</td> <td>付与したユニット数から、上記a及びbの数を差し引いた数</td> </tr> </table> <p>ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。</p>	< 権利確定日 >	< 権利確定するユニット数 >	a) 付与日の1年後の応当日が属する月の翌月1日	付与したユニット数に3分の1を乗じた数	b) 付与日の2年後の応当日が属する月の翌月1日	付与したユニット数に3分の1を乗じた数	c) 付与日の3年後の応当日が属する月の翌月1日	付与したユニット数から、上記a及びbの数を差し引いた数	<p>第2回RSU            （2022年11月25日付与予定）</p>
< 権利確定日 >	< 権利確定するユニット数 >									
a) 付与日の1年後の応当日が属する月の翌月1日	付与したユニット数に3分の1を乗じた数									
b) 付与日の2年後の応当日が属する月の翌月1日	付与したユニット数に3分の1を乗じた数									
c) 付与日の3年後の応当日が属する月の翌月1日	付与したユニット数から、上記a及びbの数を差し引いた数									

< 後略 >

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 募集の理由及び目的

当社は、2022年度より、株式報酬制度として譲渡制限付株式ユニット(RSU)(以下「RSU」といいます。)による事後交付型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決定しています。本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者(以下「対象者」といいます。)の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入するものです。

<本制度の概要>

<中略>

RSUの権利確定

権利確定の方法により、プランA、プランB、プランC及びプランDを定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSUが権利確定するものとします。

プランA：付与日から9年後に全てのRSUが権利確定します。

プランB：付与日から3年後に全てのRSUが権利確定します。

プランC：付与日から3年間にわたり、1年を経過する毎に付与したRSUのうち3分の1が権利確定します。

プランD：対象者が一定の地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

